

中教審高大接続特別部会における 入学者選抜制度改革議論の「揺らぎ」

——入試の公正性と共通テスト導入をめぐる議論に基づいて——

沖 清 豪

はじめに

2010年代を通じて議論された高大接続改革は、2012年から2014年にかけて中央教育審議会でも議論された。しかし、その実行段階で制度設計の不十分さが明らかとなり、高校や高校生に対しても、大学に対しても大きな影響を与えている。その議論を検討した場合、何が成果であり、何が問題であったと評価すべきであろうか。そして今後の中等教育と高等教育との接続をめぐる議論は、改めて何を立脚点とすべきであろうか。

何が問題であったかについては、2020年夏時点で、すでに多様な観点からの研究が蓄積・公表されており（南風原 2018、伊藤 2020、中村 2020等）、文部科学省もまた「大学入試のあり方に関する検討会議」を設置して、成果を含めて多様な論点について議論を進めている。

一方で、なぜこのような拙速ともいえる改革が進行したのかについては、議論のプロセス自体は公開されているものの、その転換点は十分明確にされてきているとはいいがたい。特に、改革の問題点を検討していく過程の中では、入学者選抜制度の公正性や公平性といった観点がどのように理解され、例えば中央教育審議会答申にどのように組み込まれてきたのかという論点は、入学者選抜改革の理念をめぐる課題として、更なる検討が必要ではないかと思われる。

また、入試制度の開発・運営といった制度設計や実務的な視点から考えた場合、議論当初に見られた大学入試センター試験の廃止とその代替としての二種類の到達度テスト（基礎レベルと発展レベル）の開発・実施という提案は、それが提案通りに制度化された場合、少なくとも学生像が多様化し、入学時の基礎学力担保が困難となり、リメディアル教育の充実が不可避となっているような私立大学にとっては、基礎レベルのテストを利用することで、「学力不問」という AO 入試や推薦入試に対する批判を乗り越えることができる可能性を秘めたものであった。

しかしながら、前者は2018年の医学部入試不正で改めて公正性の理念の問い直しが求められることとなり、後者は高校側の反対もあって従来の大学入試センター試験の代替としての大学入学者選抜テストへの変更という改革に留まっている。また、基礎学力担保についても、総合型選抜（旧 AO 入試）と学校推薦型選抜（旧推薦入試）でも基礎学力の確認手段としてこの大学入学共

通テストを積極的に活用すべきという方向に政策が転換している。これらの転換は一般選抜以外の入学者選抜のあり方について大きな影響を与えるものであるにもかかわらず、これまでどのような議論で転換されたのかは検証されているとはいいがたい。

本稿は、中教審高大接続特別部会における議論の中で公正性という理念の問題と、到達度テスト（現在の大学入学共通テスト）の利用方法という制度設計の問題について、議事録や提出資料の内容を検証し、誰が何を提案しているのかを確認することを通じて、議論の転換点を議論の「揺らぎ」（waver）と捉えることで、今後も高大接続改革の議論を続ける場合に、事前に解決すべき課題を見出すこととしたい。

1. 入試の公正・公平性をめぐる議論

大学における入学者選抜に関する公正性は、その法制面での説明については、原則的には大学設置基準の第二条の三（入学者選抜）において、「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。」と定められていることに基づくものである。さらに、毎年度公表される大学入学者選抜実施要項の「第1 基本方針」において、「各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。」（文部科学省 2017a）と定められており、年齢、性別、国籍、および家庭環境による格差を妥当性のないものとして禁じ、機会や結果の公正性を保持することが強く期待されている。

近年における入学者選抜に関する公正性と公平性をめぐる議論は、医学部入試における性別・年齢による差別に関して明らかとなった機会の公正性についての問題と、高大接続改革における民間教育産業の関与、特に大学入学共通テストの記述式問題の採点を特定の民間団体が引き受けたことによる試験制度自体の公正性への疑義、そして同じく高大接続改革における民間英語4技能試験の導入によって、試験の受験機会に関する地域間格差や経済格差が大きな影響を与えかねないという観点からみた機会の平等の問題として生じている（沖 2020）。

これまで林・倉元（2003）や西郡（2008）は、2000年代までの入学者選抜における公正性に関する研究動向として、①社会学的アプローチによる、学力選抜が公正な選抜制度であるという認識をめぐる研究、ないし機会の平等と結果の平等の相克をめぐる研究、②テスト理論に基づいた、公正性を毀損しないような得点調整に関する研究、および③心理学的アプローチ、とりわけ主観論的公正研究に基づいて、個人が公平性についてどのように認知しているかを明らかにする研究に整理している（林・倉元 2003: 3、西郡 2008: 121-122）。

本稿では、主に①の社会学的アプローチを意識しつつ、対象として政策文書、具体的には審議会での議事録に注目し、審議会といった政策立案に影響を及ぼす会議体において、公正性がどの

ように議論されているのかを検証する。

一方、2010年代後半に入学者選抜の公正性を巡る議論が改めて論点として浮上した背景として、次の二点が挙げられる。

第一に、医学部における入試不正をめぐる議論、特に性別と年齢による判定の公正性が毀損している状況が明らかとなったことである。本事例は直接的には文部科学省の幹部職員と大学との間での受託収賄における対価として、受験生である子息の試験結果に一定の得点が加算されたことが問題とされたものである。しかしその後の調査で、複数の医科大学や医学部の入学者選抜において、女性であることや年齢によって合否が影響を受けている実態が明らかとなり、性差別や年齢差別が非公式に常態化していたことが明らかになったことで、「入学者選抜の公正性に疑念を抱かせ、大学教育に対する信頼を損なう事態」（文部科学省2018: 1）となったのである。この結果、医学部の枠を超えて大学全体の入学者選抜に対する公正性について疑念がもたれ、検証が続けられる事態となった。

確かに、機会の平等が担保されていない入学者選抜は、それ自体公正性を有しているとは言い難いものである。本問題が明らかになったのち、文部科学省の下で大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議が組織され、入学者選抜の一連のプロセスの中でどのように公正性を確保するかについて報告書が公表されている。

本報告書では、2014年に公表された中央教育審議会の答申である「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」の記述を踏まえて、入学者選抜の公正性について以下のように説明している。

これからの大学入学者選抜は、一人ひとりの多様な能力や資質、才能等に応じて大学での教育を受ける機会が開かれるよう、一人ひとりが身につけた多様な力を多様な入学者選抜方法で「公正」に評価することが求められている。

ここに言う「公正」には、入学志願者や保護者、高等学校関係者等の関係者をはじめ広く社会から理解されるよう、多様な入学者選抜が適切な手続により実施されるべきとの趣旨が含まれる。（大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議 2019: 10）

この記述は、2010年代に世界的潮流となっている大学教育の入学機会の拡大（widening participation）と公平な選抜（fair access）という世界的な潮流を踏まえて、従来の学力試験こそが公正（equity）な選抜であるという認識の転換を図り、複数かつ多様な入学者選抜制度はそれぞれ公正性を担保して、社会的に容認される適切な方法で運営されることが新たな公正性であるとの認識を示唆するものである。つまり、一方で高等教育機関への進学率を上昇させつつ、そのアクセスにあたっては社会的に容認される方法を模索することが、従来以上に多様化していく学生

を受け入れるために大学に課された課題なのである。

では、こうした認識を生み出した高大接続改革において、入学者選抜の公正性はどのように説明されてきたのであろうか。そして、その答申に向けての議論において、公正性はどのように議論されてきたのであろうか。本稿の問題関心はそのプロセスにおける議論の「揺れ」を確認することにある。そこで、上記の通称高大接続答申（2014年12月）のたたき台を作成した高大接続特別部会における、公正性に関する議論の変遷を確認することとしたい。

2. 高大接続特別部会議事録にみる「公正性」

中央教育審議会に設置された高大接続特別部会は2012（平成24）年9月28日の第1回会議から、答申草案の検討を行った2014（平成26）年10月24日の第21回会議まで、2年にわたり21回の会議が開催されている。

このうち、議事録は第19回までの毎回作成・公表されており、第20回会議についても、主な意見についてまとめられた資料が第21回会議で配布されている。ここでは、高大接続特別部会の議事録から入試の公正性に関する発言とその背景・論理を読み解くことにしたい。

議事録と各回の配布資料に基づいて、委員が意味のある文脈で入学者選抜の公平性に言及した事例を整理すると、議論は大きく5点に整理できる。

（1） 高校教育の質保証と入試の公正性

高大接続特別部会は、等中等教育分科会高等学校部会での高校教育改革や高校教育の質保証議論と並行して議論を進めてきた関係で、しばしば他の部会の議論が紹介され、あるいは委員の交替期に文部科学省側から、それまでの議論の整理が行われている。

その中でも田中高等教育政策室長が第6回会議で行った議論の経緯説明では、高校の質保証の議論を踏まえつつ、「総合力を見る入試への転換のための絶対的な公平性・公正性の在り方の見直し」（第6回会議議事録）との関係で大学入学者選抜の公正性に言及されている点が注目される。

なお、田中室長の入学者選抜全体についての論点整理では、大学入試センター試験については、①出題教科・科目の精選、②活用力を問う問題の充実、③グレード別の成績提供、④複数回実施、⑤実施時期の見直し、また個別入試の改善については、⑥大学教育への円滑な接続の観点からのAO・推薦入試における基礎的な学力把握の取組の充実、⑦入学志願者の多様な能力・適性などの評価の推進の観点からの外部試験の活用、といった、その後の入学者選抜をめぐる改革議論で検討された論点の多くが網羅されている一方、学力の3要素における表現力を評価する記述式出題については、明確な論点としては意識されていない点が確認できる。新テストにおける記述式出題が制度設計における大きな論点になるのは2015年以降となる。

(2) 企業側からの公正・公平重視の入学者選抜批判

高大接続特別部会の浦野光人委員は、民間企業の採用プロセスと比較することを通じて、大学入試に対する大学・大学教職員が公正・公平の観点から学力重視の一般入試を重視する姿勢を批判し、その文脈で公平性を重視することに対して疑問を提示している。

企業が人材を採用するというのは、まさに企業の将来をかけて、もう本当に必死で企業は選んでいるわけです。(中略) 高等学校、大学で本当に思いを持って入試をやっているだろうかと思います。大きなことを言えば、日本全体の将来がかかるわけです。(中略) その思いで選抜をしていただくということになると、先生方がいろいろ忙しいからとか、入試制度を公平にやるのが非常に大事だからというような、常套用語があるわけですが、これは私は少し違っていると思ってまして、公正、公平ということにこだわると1点を争うようなテストということにどうしてもなってしまいます。(第1回会議議事録より)

この日本の入試担当者が努力不足であるとの強い批判は、映画「アドミッション 親たちの入学試験」の内容を踏まえたアメリカのアドミッション・オフィサーの努力と比較する形での日本大学批判としても展開されている。

プリンストン大学の選抜には、日本で言うような公平・公正さはありません。1点を争って、合格、不合格とはしていない。ですから、多分、プリンストン大学は、「なぜ私が落ちたのですか」と聞かれたら、どういう答え方をするのか、その映画を見て思ったのですが、まさに、そういう努力を海外の一流大学がしているとしたら、日本の一流大学も、そういうところに踏み込んでいかないと、これから先、高大接続という意味でも誤った道を進んでしまうのではないかと思います。(第10回会議議事録より)

ただし、ここでの議論は一面的である。例えば近年まで大学新卒者は、その3割前後が3年以内に離職していることを考えれば、企業の採用方法やその理念の説明がすべて正しいのかどうかについては疑念が残る。また、日本の大学におけるAO入試や推薦入試の実態を十分理解した発言とも思われえない。社会的威信の高い大学における入試制度のあり方は当然その国の歴史・経済・社会的背景と密接につながっており、ハーバード大学におけるアジア系志願者に対する差別やスタンフォード大学などを舞台とした入試不正など(2019年)、アメリカの入学者選抜においてしばしば不正が生じているのであって、こうした問題点を無視してアメリカ型の入学者選抜を称揚し、翻って日本の選抜制度を批判する議論は生産的とはいえない。

なお、こうした議論とは別に、高校教育改革を進め学習意欲が高まった生徒が卒業してくる事

態を前提として、公正・公平な学力試験ではなく、態度・意欲といった主観的な尺度によって選抜する制度への転換を早期から要請している点は、他の委員と同様であることも注目される。

やはり大学入試における客観的な公平公正ということをよく言われるわけですが、ここにこだわる限り、高校生活で豊かな学習態度とか、学習意欲といったものを発揮してきた生徒にとって主観的な判断材料というものがなくなってしまうわけです。社会に出る入り口に当たって、例えば入社試験というものは全く客観的な公平公正というのが求められていないわけです。それを考えると、なぜ大学だけが客観的な公正公平ということを言うのだろうかと思います。私はここは思い切って、そういう主観的な論点も含めた入試ということに踏み切っていただきたいがゆえに、もう一度公正公平ということを考え直していただければと思います。(第5回議事録より)

(3) 高校教育および試験の信頼性の観点からの公正性担保の課題

無藤隆委員は2010年代の高校教育改革の議論を牽引しており、高校教育の立場から高大接続改革の重要性を指摘しつつ、その課題についても提示している。特に、学力試験以外の選抜制度の信頼性と社会全体が入学者選抜に対して有している公正観とそれに基づく選抜制度が維持されたことについて、その改革を進めるにあたって慎重な議論を求めている。

合科目的とか総合的とか、ジェネリックというか、ある程度私はその試験という形で何らかの測定ができると思うのですが、ただ、それが個人の選抜と言うのでしょうか。個人ごとの決定に関わる、いわゆるハイスティクスと言うのでしょうか。個人の利害として非常に重大な意思決定に使われるほどの精度を用いるか、なかなか難しいと思います。信頼性ということと、それから、公正性というか、むしろ国民への納得性とでもいう感じですけど、その辺になかなか難しいところがあるのではないかという気がいたします。(第12回会議議事録より)

この新たな試験制度に対して社会全体が公正なものとなすかどうかについては、第15回会議で紹介された関係団体の意見のうち、私立大学協会や全国公立短期大学協会からの意見表明で言及されている。また同じく日本高等学校教職員組合からも、到達度テストの複数回受験が制度化された場合に、受験の公正性・公平性を担保する必要性が指摘されている。

(4) 一点刻みの選抜を公正・公平とみることへの批判

特別部会の後半で議論を整理するにあたり、濱名篤臨時委員と安西祐一郎部会長は、現在の「1

点刻みの学力選抜」を東アジア型ととらえ、社会で必要となる能力観の転換と新たな能力観に基づいた選抜への転換のために公正・公平感の転換が必要であると主張している。

他国の入試を見ていると、1点刻みで能力を測れるというような入学者選抜は、日本をモデルに発達してきた韓国や中国を除いてほほないと思うのです。そういう点から考えれば、能力についての基本的なスタンスとして、知識の活用能力とか、あるいは汎用的能力まで含めれば、1点刻みで測るという方式でない入学者選抜というところからスタートしないといけないのではないのでしょうか。公平性とか客観性とかという御意見がパブリック・コメントでも出てくるのですけれども、その辺りの能力観、評価観というところについて取れんをさせていくためには明確にしておくポイントではないかと思います。(第15回会議議事録より濱名篤臨時委員の発言)

一種の教科の知識を今まで並みあるいは今まで以上に持つことはこれは当然のことで、その上に更にそれを活用できるかどうか、その活用するためのスキルを養っていかないと、これは将来これから学ぶ人たちのためにならないという考え方が底流にあるのだと思うのです。そのときに、1点刻みの公平・公正性、伝統的な日本の入試の方法がどういう意味を持つのかということをやはり考えていくべきだと思います。(安西部会長 濱名委員の発言を受けて議論の整理)

両者の発言は、企業側からの論理を提示した浦野委員の発言と同様、おそらくは欧米型の試験制度への転換を意図したものと理解されるものである。しかしこれは、2000年代以前から中央教育審議会や大学審議会においても繰り返し議論されてきた論点でもあって、おそらくはどのようにしたら「一点刻みの公正・公平性」という社会意識を変えうるのか、そのために「汎用的能力」がいかに必要なかが実証的に問われる必要がある。その上で、その評価のための新たな入学者選抜制度の改革であるという議論の前提がどれだけ社会的に共有されているのかが、改めて問われる必要があるだろう。

(5) 英語教育における民間試験導入と公正性

第17回の会議では、榎本剛国際教育課長が同時期に実施されていた「英語教育の在り方に関する有識者会議」での議論を紹介しており、その中で公正性について言及している。

ただし、実際には、民間4技能試験の結果を「大学入学センター試験ですとか各大学の個別学力検査の成績と資格・検定試験の結果の公正な比較、そして換算する方法」、ないし「指導要領との関係の整理、あるいは評価の妥当性、妥当な換算方法、あるいは受験料、それから地域バラ

ンス、受験回数等の受験のしやすさ、適正・公正な試験実施体制などを議論して、具体的な指針も作っていくことが必要」（第17回会議議事録より）といった技術的な面での「公正性」に言及されているのみであって、その後の議論で問題となった複数の試験間での結果の公正な比較の困難さや会場設営数による地域間格差の問題は部分的に指摘されるにとどまっている。

これらの問題はいったん英語4技能試験が導入される方向性が決まったのちには、試験団体が解決すべき問題とされ、文部科学省が公正を担保するために何をすべきかについては、十分な検討がなされていない。このように政策立案と実施体制との大きな齟齬がみられる点もまた、教育改革における中央行政機関の役割を問い直す根拠となるであろう。

3. ポンチ絵の修正による新テスト利用の政策転換

本稿冒頭で述べた通り、2010年代における中等教育から高等教育への接続としての「大学入試」を巡る議論は、当初より高校教育改革、大学教育改革、およびその間の接続としての入試改革という3つの改革を同時に進めていくことを想定して議論が進められていた。特に教育再生実行会議における議論において、AO入試と推薦入試における学力担保が十分なされていないとの指摘があり、これらの入学者選抜において、調査書等以外の方法で基礎学力を確認すべきか否か、すべきと考える場合にその方法をどのようなものにするかについて多様な観点から議論されてきた。その結果、従来の大学入試センター試験を廃止し、到達度テストの基礎レベルと発展レベルの二種類が検討され、さらに名称を整理する形で基礎レベルの「高等学校基礎学力テスト」と発展レベルとしての「大学入学希望者学力評価テスト」という二種類のテストを導入することが議論されることとなったのである。

しかし、実際の議論では2つのテストを導入すべきか否かについては議論されていたものの、誰がどのような状況において受験すべきなのかについては必ずしも論点とはされてきていなかったように思われる。

このように十分な議論がなされているとはいいがたい状況で、しかしその後の議論や制度設計が「ポンチ絵」の作成、および変更によって小さくない影響を与えたと考えられる事例が2つ確認できる。以下その変更を政策転換として具体的に検討する。

（1）達成度テストの基礎レベルと発展レベルの関係性と利用方法の再定義

はじめに注目するのは、高大接続特別部会の第19回（2014年9月14日）に資料1-3として配布された「達成度テスト（基礎・発展）の難易度と大学入学者選抜への活用方策のイメージ」という題目の資料（図1）である。

この図の前提となっているのは、図の上部に記載されている「一般入試・推薦・AO入試の区分を見直し、入学者選抜全体において、多面的、総合的に評価する総合型選抜へ抜本的に改革」

達成度テスト(基礎・発展)の難易度と大学入学者選抜への活用方策のイメージ 資料1-3

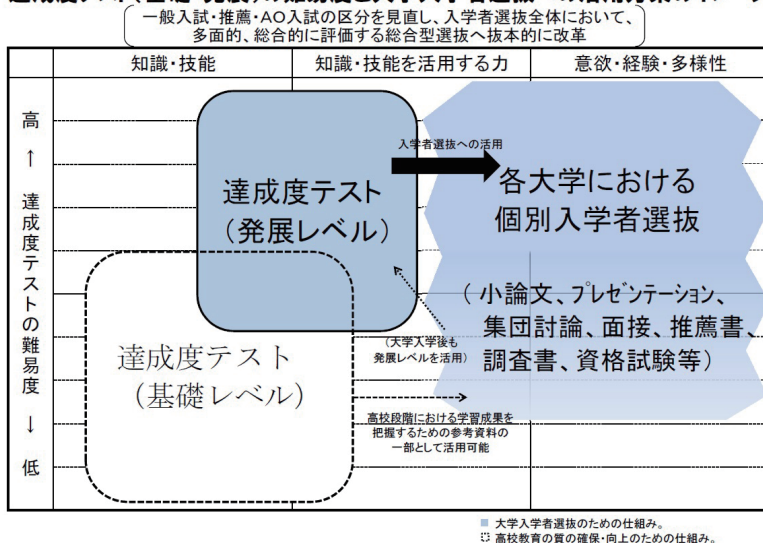


図1 第19回会議(2014年9月17日)資料1-3
 出典:中央教育審議会高大接続特別部会(2014a)

するという前提である。従来の3つの類型は「各大学における個別選抜」にまとめられ「総合型選抜」と再定義されることとされた。その結果、一般入試、推薦入試、AO入試の違いはあくまで、「知識・技能」を測定する達成度テスト(発展レベル)の難易度の違いと、「知識・技能を活用する力」と「意欲・経験・多様性」を評価する方法の違いとの組み合わせで捉えることが想定されている。この場合の方法の違いとして、小論文、プレゼンテーション、集団討論、面接、推薦書、調査書、資格試験等といった形で、従来の推薦入試とAO入試で重視されてきたものが想定されている。

こうした観点に立脚する限り、達成度テスト(基礎レベル)は直接大学の入学者選抜に使用することは認められておらず、あくまで「高校段階における学修成果を把握するための参考資料の一部として活用可能」なものという限定的な位置づけに留められることとなる。

一方達成度テスト(発展レベル)については、「知識・技能」と「知識・技能を活用する力」の一部についてやや高い水準の難易度のテストとして位置づけられており、三領域の力量のうちの二つを測定するものとして、あらゆる入学者選抜への活用が想定されている。さらに、入学後も高校教育の質の確保・向上のための仕組みの一部として適宜到達度テスト(発展レベル)を利用することが前提となっている点も注目される。

つまり、第19回会議までの議論を通じて、二種類のテストについての議論が進められる中で、一方では従来の一般入試、推薦入試、AO入試はすべて、学力の3要素⁽¹⁾すべてをなんらかの形で評価する選抜制度へと転換すべきであり、その際学力の3要素のうち一定水準以上の「知

識・技能」と「知識・技能を活用する力」の一部を測定するのが到達度テスト（発展レベル）であると整理されているのである。

それに対して到達度テスト（基礎レベル）はあくまで「知識・技能」のうち難易度の低い到達度テストとして、比較的難易度の低い学修成果を確認するもの、すなわち高校段階における学習の質の確保・向上のために必要なものという捉え方に留まっている。

この到達度テスト（基礎レベル）の狙いについては、第1回の会議において、金子元久委員が中期的な課題に言及するにあたって、以下のような発言をしていることが注目される。

一つは、高校生の基礎学力の何らかの形での認定試験のようなものです。要するに、どのような高校生にとっても、学習の目標になれるような一定の基準といったものです。それは、高校生全員に私はやるべきだと思うし、高校生の希望者でもいいと思います。それから、もう一つの考え方は、センター試験の一部にそういった基礎科目を入れるということもあるかもしれませんが、私は基本的には就職する高校生も含めて、そういった試験を課し、それは何回受けてもいいと思います。ただし、AO入試、推薦入試で大学に行く学生についても、一応そういったものを受けてもらう、それが第1点です。

この発言は、①高校生の基礎学力の認定試験が必要であること、②この試験は単に高等教育機関に進学する高校生だけでなく、基本的に就職を含む多様な進路に進む高校生全体を対象とすべきであること、③その試験は到達度テストとして位置づけ、複数回受験がみとめられるものであること、そして④大学新入生の学力担保という観点からもAO入試、推薦入試の入学者に課されるべきものであることを示唆するものである。実際に②については後述するポンチ絵（図2）にも明確に表現されており、到達度テスト（基礎レベル）が高校教育の質保証のためのものとなりうる試験として想定されている。つまり、この提言は、教育再生実行会議第三次答申で「学力不問」と批判されたAO入試と推薦入試において、入学者の学力担保の方法として本テストを活用すべきであるという主張を読み取ることができる。

また高等学校部会の委員でもあった無藤隆副部長は、高等学校部会の議論を踏まえて、やはり基礎レベルの試験が高校生全体を対象として、その基礎学力を担保するためのものであるという認識を踏まえて、その場合に基礎レベルの試験だけでは、より高度な大学教育を受ける際に必要となる、より高度な知識・技能などが十分評価できないことから、何らかの追加的な評価制度・テストが必要となるという説明を行っている。

基礎レベルというのは、高等学校教育の質保証という大きな狙いがありますので、当然その大学に進学する人以外、専門学校等々入れると、実際に高校ぐらいで就職者3割ぐらいで

しょうけれど、いずれにしても、その全部について高等学校としての一定の学力をどう保証していくかということに関わるわけです。そういう意味で、基礎レベルと呼んでいるのは本当にそれら全体を含みながらの基礎ということになろう（中略）大学のその入りやすさに応じた大学教育の、いわば水準も様々だと思うので、どの程度そこでいわゆる学力の能力を要求するかですけれど、一つは、気になることは、その教科ごとというときに、基礎レベルの達成度ではカバーし切れない高度な部分もあり得ると思うわけです。その辺を入試なり、このテストで入れるか、入れないかというのが一つの論点になり得る（後略）（第12回会議議事録より）

しかしながら、図1やそれと関連する議論では、金子委員の提言や無藤副部会長の説明のうち、大学新入生の学力担保という視点から導入されるべきとされている試験が、到達度テスト（基礎レベル）ではなく到達度テスト（発展レベル）とされている。一方で、到達度テスト（基礎レベル）は、大学進学者だけでなく、他の高等教育機関への進学者や就職を進路として選択した高校生も受験することが想定されている点で、金子委員の提案や無藤委員の説明を一部含めるとも理解できる。ここで重要なのは、いかなる選抜制度を利用していても、到達度テスト（発展レベル）相当の知識・技能や思考力が大学進学者には必要であるという暗黙の前提が示されている点である。特に無藤副部会長の議論で明確であるように、基礎レベルを最低ラインとして追加的に別の選抜方法を考えていくのではなく、発展レベルを必要最低限の知識・技能のラインとして捉え、高校段階での基礎学力の確認としてのみ基礎レベルの到達度テストを使用するという考え方は、高校教育の改革状況や大学入学者選抜の実態、とりわけ選抜性が高くない私立大学における学生像の多様化などと整合性が低いように思われる。

（2） 発展レベル試験の利用方法に関する転換

次に着目するのは、高大接続特別部会の第20回（2014年10月10日）と第21回（2014年10月24日）の会議に提出された資料内に掲載されている「ポンチ絵」である。

この時期は本特別部会の議論取りまとめが進められている時期にあたり、第21回会議が最終の会議であった。図2は第20回会議で配布された資料に掲載されている全体像のイメージであり、図3は第21回会議で配布された資料、実際には答申の原案の中に掲載されている全体像のイメージである。

図2と図3ではいずれも高等学校の生徒は進路が大学、専門学校等、あるいは就職等のいずれであっても「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を受けることとなっている点は同一である。しかし、図2では高等学校から大学への接続にあたり、高等学校基礎学力テスト（仮称）のみを受け、AP（アドミッション・ポリシー）を経由して大学（初年次教育）へつながるルート、高等学校

大学入学者選抜改革の全体像（イメージ）（案）

※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。

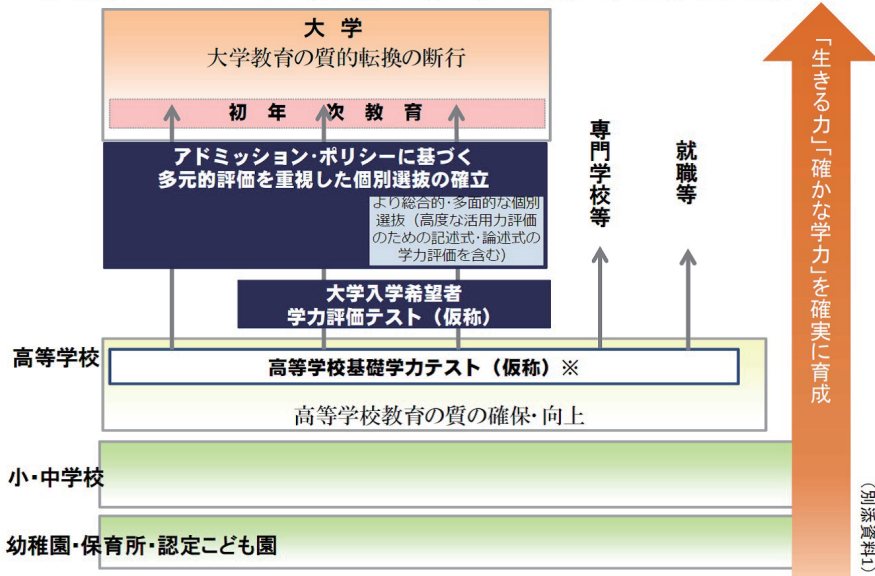


図2 第20回会議（2014年10月10日）版の全体像（イメージ）案
出典：中央教育審議会高大接続特別部会（2014b: 19頁）

大学入学者選抜改革の全体像（イメージ）（案）

※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。

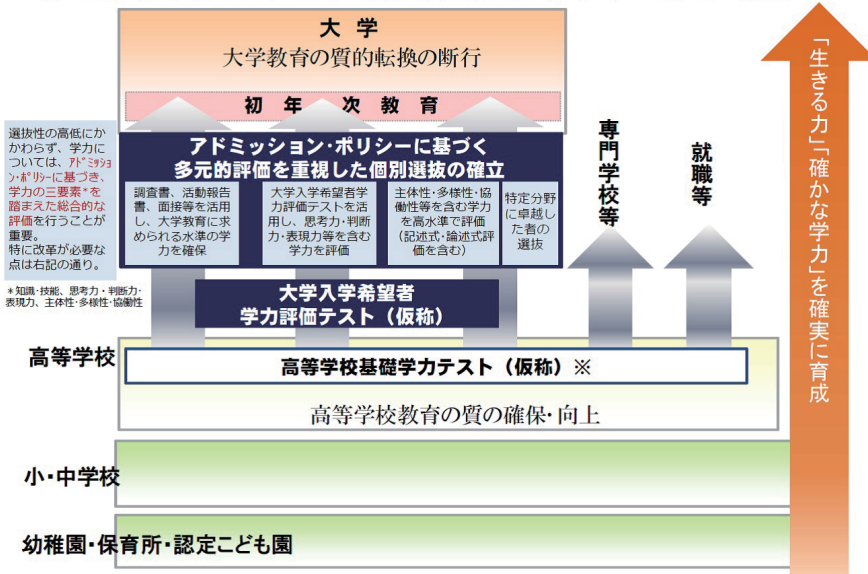


図3 第21回会議（2014年10月24日）版の全体像（イメージ）案
出典：中央教育審議会高大接続特別部会（2014c: 5頁）

基礎学力テストと大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の双方を受験し AP を経由して大学につながるルート、そして双方の試験を受験し、さらにより総合的・多面的な個別選抜を受験して大学につながるルートが存在する。一方図 3 では AP に基づく学力の 3 要素について詳細に説明されるとともに、大学につながるルートすべてが大学入学希望者学力評価テスト（仮称）を多少なりとも経由するものと書き換えられている。

その後の高大接続改革の議論、とりわけ基礎テストの導入が断念され、学びの基礎診断という名称で民間企業が実施するアセスメントに転換した。その結果として本ポンチ絵で想定されている状況とは異なる事態になっている。また、文部科学省もこの後、特に学力の三要素をいかに多様な入学者選抜制度で測定し、選抜の資料として用いるのかに議論の軸をずらしていくこととなった。

一方で、この第 21 回会議で示されたポンチ絵に示された共通テストの利用拡大という考え方は、実際の入学者選抜制度改革に直接影響を及ぼしている点を無視することはできない。

具体的に、最後の大学入試センター試験の利用に関して記載している令和 2 年度大学入学者選抜実施要項（2019 年 6 月 4 日公表）と、最初の大学入学志望者共通テストの利用に関して記載している令和 3 年度大学入学者選抜実施要項（2020 年 6 月 19 日公表）の記述とで比較してみたい（以下、いずれも要項と略称）。具体的には 2 つの要項間で、アドミッション・オフィス入試（総合型選抜）における学力確認の方法がどのように変化したのかについて検証する。

令和 2 年度版要項では、アドミッション・オフィス入試について「詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。」(2p.) と定義している。また、その留意事項の③として、「大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のア～エのうち少なくとも一つを行い、その旨を募集要項に記述する。」(2p.) と定め、その方法として、(ア) 各大学が実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）による検査の成績を合否判定に用いる、ないし (イ) 大学入試センター試験の成績、(ウ) 資格・検定試験等の成績等、あるいは (エ) 高等学校の教科の評定平均値、のいずれかを出願要件（出願の目安）や合否判定にもちいることを求めている。特に (ア)、(イ)、および (ウ) を実施する際には (エ) と組み合わせるなど、調査書を積極的に活用することが望ましいと定めている (2p.)。

一方令和 3 年度要項では、名称を総合型選抜に変更しつつ、その定義についてはこれまでのアドミッション・オフィス入試と同一のものをを用いている。それに対して、留意事項の③では、「大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。」(2p.) としている。

つまり前者の場合は、大学入試センター試験は学力を確認する一つの方法にすぎないという位置づけなのに対して、後者においては、大学入学共通テストは学力を確認する主たる方法であり、それ以外の方法として面接などが位置づけられているという点で、知識・技能の確認方法が大きく転換されたのである。

またこの点は、従来の到達度テスト（基礎レベル）が多様な学生像を想定して、高校教育の質保証と大学教育を受けるにたる基礎的な学力測定方法として位置づけられるとの議論から、到達度テスト（発展レベル）の継承としての大学入学共通テストが基礎的な学力測定方法であるという前提へと転換したことも示している。確かに大学入試センター試験や大学入学共通テストは、その役割として基礎的な学力の確認する手段である旨定められているものの⁽²⁾、実際には国公立大学や社会的威信の高い大学にとって活用しやすい試験であって、多様な背景を有し、多様な学力を有している学生を受け入れる大学にとっては、これらのテストは難易度が高すぎるという実態を無視したものとなっている。ここでもまた、理念と現実との乖離を見て取ることができるのであり、その乖離こそが「揺らぎ」を生み出しているといえるのではないだろうか。

おわりに

最後に、本稿で確認された論点と今後の課題を確認することとしたい。

高大接続特別部会の議論は、高校教育改革の議論と並行して行われており、その相互関係を無視することができない。特に、文部科学省の議論の整理でも無藤隆委員の議論等でも、高校教育の質保証に言及したうえで、新たな入学者選抜制度の議論を進める必要性が示唆されている。この高校教育の質保証という表現が中央教育審議会の高等学校教育部会での議論が進む中で「質の確保・向上」という漠然とした表現に後退していったことについては、すでに沖（2019）で検討した通りである。

新テストの議論をめぐっては、一方で公正性を超えた新たな試験制度を導入することが要請され、議論されている。しかし、その議論が具体化へと向かう段階で、改めて発展レベルの試験で言及されている改革案のうち、主体性の評価や複数回受験を認めるといった改革が問われることになっている。特に、従来とは大きく異なる理念に基づく制度改革となることから、公正性に関する議論が重要な論点となっているのである。こうした議論の揺らぎもまた、政策作成にあたっての揺らぎにつながっているように思われる。

とりわけ、高大接続特別部会第15回会議における「一種の教科の知識を今まで並みあるいは今まで以上に持つことはこれは当然のこと」という安西部会長の指摘は、それ自体は理解しうるものである。しかし、実際の高校教育やその学習指導要領にこの理念を落とし込んだ場合に、従来の知識・技能の習得に加えて新たに知識の活用能力を育成する時間が、果たして高校教育の3年間に確保することができるのかという、理念と現実の齟齬が生じることになる。残念ながら高大

接続特別部会においては、この問題については十分検討されたとは言いがたい。理念のみが先走り、現実的な実現可能性が十分検討されなかったことが、その後の混乱につながっているとも考えられる。後日生じた大学入学共通テストの改革議論と実際の制度化にあたってのトラブルもまた、この理念と現実の齟齬の具現化であった点を踏まえると、審議会での理念レベルの議論と現実をどのように架橋するのが改めて問われる必要があるだろう。

2024年度から、大学は初等・中等教育段階において新学習指導要領に基づいて学習してきた新入生を受け入れることとなる。それは新たな入学者選抜制度の開発が喫緊の課題であることを意味している。他の教育政策と同様、特に入学者選抜については理念・理想と現実とが乖離し、審議会での議論をそのまま制度に落とし込んだ場合に、大きな混乱が生じる可能性がある。今後の議論においても、現実を踏まえた漸進的な理念の検討が期待される場所である。

注

- (1) 現在、入学者選抜に関する学力の3要素は、①基礎的・基本的な知識・技能（「知識・技能」と略称）、②知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（「思考力・判断力・表現力等」と略称）、および③主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度、と整理されている（文部科学省 2017a: 1）。
- (2) 平成31年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱では、第1 実施の趣旨の冒頭に、「大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり」（文部科学省 2017b: 1）と、大学入試センター試験があくまで高校における基礎的な学習の到達度を判定するものであると位置づけられている。一方で、現在でも大学入試センター試験は高校で相応の試験対策を必要とする内容となっており、受験者層の偏りや平均点の状況からみても、「基礎的な学習」という表現には疑問が残る。

文献表

- 伊藤実歩子（2020）『変動する大学入試—資格か選抜かヨーロッパと日本』大修館書店。
- 沖清豪（2019）「初等・中等教育における教育の質保証の論理—中央教育審議会での議論を踏まえて—」『早稲田教育学研究』（10）、5-19頁。
- 沖清豪（2020）「大学入学共通テスト改革のなにかが問題だったか：英語4技能試験と記述式問題をめぐって」日本子どもを守る会『子ども白書2020』鴨川出版、80-82頁。
- 中村高康（2020）『大学入試がわかる本—改革を議論するための基礎知識』岩波書店。
- 西郡大（2008）「大学入学者選抜における公平性・公正性の再考—受験当事者の心理的側面から—」『クオリティ・エデュケーション』第2巻、119-136頁。
- 南風原朝和（2018）『検証 迷走する英語入試—スピーキング導入と民間委託』岩波書店。
- 林洋一郎・倉元直樹（2003）「公正研究から見た大学入試」『教育情報学研究』第1号、1-14頁。

中央行政文書（いずれも2020年9月30日最終アクセス）

大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議（2019）「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）」

https://www.next.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/31/1417495_001.pdf

中央教育審議会高大接続特別部会（2014）議事録・議事要旨・資料等

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9103844/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo12/giji_list/index.htm

中央教育審議会高大接続特別部会（2014a）「達成度テスト（基礎・発展）の難易度と大学入学者選抜への活用方針のイメージ」（第19回会議資料1-3）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9103844/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo12/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2014/09/25/1352146_3.pdf

中央教育審議会高大接続特別部会（2014b）「高大接続特別部会における答申案取りまとめに向けた要点の整理（案）」（第20回会議資料1）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9103844/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo12/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2014/11/07/1353318_01.pdf

中央教育審議会高大接続特別部会（2014c）「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（案）」（第21回会議資料2-1）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9103844/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo12/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2014/11/11/1353318_02_1.pdf

文部科学省（2019・2020）「大学入学者選抜実施要項」（高等局長通知）。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/koutou/senbatsu/1346785.htm

文部科学省（2018）「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査 最終まとめ」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/12/14/1409128_005_1.pdf

※本稿は科研16K04629および20K02572の研究成果の一部である。